

2022年11月1日

北海道大学
総長 寶金清博 様

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田幸司

団体交渉の申し込み

未だ終息しないコロナ禍や長期化する実質賃金の低迷で、労働者の生活は悪化の一途をたどっています。急激に進んだ円安による物価高と、ウクライナ危機による電気・ガス・灯油等のエネルギー料金の大幅な上昇は、道民の生活へ強い不安を与えており、私たち北海道大学の教職員も例外ではありません。

この危機的状況の中でも、北海道大学の教職員は、正規と非正規の区別なく、高等教育と学術研究の継続と拡充に日々奮闘しております。そして、コロナ禍への対応をはじめ国民の生命と暮らしを守るために大きな責任を果たしてまいりました。

北海道大学の教職員が安心して働くことができるためには、賃金等の労働条件の改善を避けて通ることはできません。北海道大学の教職員の生活と尊厳を守るために、この間の多大の労苦に見合う賃金・労働条件の改善が行われるべきです。

以上のことから、北海道大学教職員組合は下記の要求について団体交渉を申し込みますので、貴職が誠意ある回答とその実現に向けた対応を行うことを求めます。

記

1. 賃金改善について（正規教職員・年俸制職員）

- (1) 月給制・年俸制の教職員の基本給水準を引き上げること。
- (2) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数を改善すること。
- (3) 寒冷地手当について、支給月額を改善すること。
- (4) 新型コロナウイルスに感染するリスクが高い業務に従事する教職員への手当を新設・拡大すること。
- (5) インフレ手当一時金を支給すること。
- (6) 事務職員・技術職員の昇格を改善し、ラスパイレス指数を100に近づけること。

2. 賃金改善について（その他の職員）

- (1) 日給制・時間給制の職員の日給・時間給を引き上げること。
- (2) 期末手当・勤勉手当の年間支給月数を改善するとともに、短時間勤務職員に対しても期末手当・勤勉手当を支給すること。
- (3) 寒冷地手当について、支給月額を改善するとともに、短時間勤務職員に対しても寒冷地手当を支給すること。
- (4) 新型コロナウイルスに感染するリスクが高い業務に従事する職員への手当を新設・拡大すること。
- (5) インフレ手当一時金を支給すること。
- (6) 嘱託職員の月給と期末特別調整手当を引き上げるとともに、嘱託職員に対しても寒冷地手当を支給すること。また短時間勤務の嘱託職員の時給を1500円に引き上げること。
- (7) その他の賃金水準・手当等において、パートタイム・有期雇用労働法が掲げる同一価値労働同一賃金を基本とする均等・均衡待遇を確立すること。また正規職員と非正規職員の待遇差について非正規職員等が説明を求めた場合には同法に従った説明の義務を果たすと同時に、その説明について個々の待遇差ごとの内容や理由を具体的かつ丁寧に説明すること。

3. 人員確保・定年延長・無期雇用化について

- (1) 大学サービスを安定的に提供していくために必要な人員を確保すること。
- (2) 定年を65歳まで延長し、希望者の再雇用を70歳まで延長すること。
- (3) 非正規職員の雇用年数上限を5年あるいは10年としている雇止めルールを撤廃すること。
- (4) 障害者雇用では雇用年数上限を設けないこと。

以上